

# 熊本県公報

第13008号  
令和3年(2021年)  
3月12日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 道路の区域変更……………(道路保全課) 2
- 道路の併用開始……………( " ) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更の届出……………(障がい者支援課) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………(高齢者支援課) 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止……………(社会福祉課) 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の休止……………( " ) 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の辞退……………( " ) 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の変更……………( " ) 4
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定……………( " ) 4
- [教育政策課] 県立学校ICT環境整備事業に係る教育用端末等調達業務Ⅰ(県北及び熊本市)の競争参加資格等……………(管理調達課) 5
- [教育政策課] 県立学校ICT環境整備事業に係る教育用端末等調達業務Ⅱ(県南及び熊本市)の競争参加資格等……………( " ) 5
- [教育政策課] 県立学校ICT環境整備事業に係る教育用端末等調達業務Ⅲ(特別支援学校)の競争参加資格等……………( " ) 6
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 7

### 公 告

- 公共測量の実施……………(監理課) 7
- 公共測量の終了……………( " ) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(商工振興金融課) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 9
- 土地改良区の解散……………(農村計画課) 9
- 農用地利用配分計画の認可……………(農地・担い手支援課) 9
- 農用地利用配分計画の認可……………( " ) 9
- 農用地利用配分計画の認可……………( " ) 10
- [教育政策課] 県立学校ICT環境総合整備事業に係る教育用端末等調達業務Ⅰ(県北及び熊本市)の一般競争入札の実施……………(管理調達課) 11
- [教育政策課] 県立学校ICT環境総合整備事業に係る教育用端末等調達業務Ⅱ(県南及び熊本市)の一般競争入札の実施……………( " ) 15
- [教育政策課] 県立学校ICT環境総合整備事業に係る教育用端末等調達業務Ⅲ(特別支援学校)の一般競争入札の実施……………( " ) 19
- 土地改良区の定款変更の認可……………(農村計画課) 23
- 熊本都市計画下水道の変更(嘉島町決定)……………(都市計画課) 23
- 宇城都市計画下水道の変更(宇城市決定)……………( " ) 24
- 農地の利用権の設定に関する裁定……………(農地・担い手支援課) 24

### 登 載 依 頼

- 熊本県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部改正……………(議会事務局) 24
- 政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部改正……………( " ) 25
- 熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場の指定管理者の指定……………(企業局) 25
- 熊本県工業用水道供給規程の一部改正……………( " ) 25
- 令和2年度(2020年度)県立高等学校実習生産品等売払代金の収納事務の委託……………(高校教育課) 26
- 熊本県選挙管理委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程及び熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部改正……………(選挙管理委員会) 26
- 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の

- 一部を改正する規則..... (人事委員会) 27
- 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則... ( " ) 27

告 示

**熊本県告示第218号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年（2021年）3月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	天月湯浦線	葦北郡芦北町大字米田字村添 1747番1地先から 同所 1221番6地先まで	前	10.9 ～ 23.4	293.1	防交安 (災害 防除)
			後	16.2 ～ 23.4		

2 区域を変更する期日 令和3年（2021年）3月12日

**熊本県告示第219号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年（2021年）3月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇一の宮線	阿蘇市役犬原 1622番7地先から 同所 1684番1地先まで	371.7	広域連携 交付金

2 供用を開始する期日 令和3年（2021年）3月12日

**熊本県告示第220号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和3年（2021年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
くまもと県北病院	医療機関の名称及び所在地	公立玉名中央病院 玉名市中1950番地	くまもと県北病院 玉名市玉名550番地	令和3年（2021年）3月1日
新生堂薬局 くまもと県北病院前店	医療機関の名称及び所在地	新生堂薬局 玉名店 玉名市玉名2170-1	新生堂薬局 くまもと県北病院前店 玉名市玉名42	令和3年（2021年）3月1日

		9 番 1	
--	--	-------	--

**熊本県告示第221号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和3年（2021年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
有限会社癒しの輪 宇城市松橋町南豊崎455番地1	有料老人ホーム 愛話園別棟 宇城市松橋町南豊崎439番地1	432100022	令和3年（2021年）3月4日	有料老人ホーム

**熊本県告示第222号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年（2021年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
三浦医院	天草市有明町大浦766-10	令和2年（2020年）12月13日

（薬局）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
やちわ調剤薬局	八代市田中町19-9	平成31年（2019年）2月28日

（訪問看護）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション Crutoあまくさ	天草市本渡町広瀬1588-61	令和2年（2020年）12月31日

**熊本県告示第223号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年（2021年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
佐々木整形外科医院	上天草市大矢野町中1314-1	平成31年（2019年）4月30日

**熊本県告示第224号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から指定の辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年（2021年）3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
おくむら皮膚科	天草市南新町4-13	令和2年（2020年） 10月31日
たかの眼科	球磨郡あさぎり町上北193-1	令和3年（2021年） 1月31日

**熊本県告示第225号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年（2021年）3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
熊本セントラル病院 菊池郡菊陽町大字原水2921	所在地		令和2年（2020年）10月3日
	菊池郡大津町大字室955	菊池郡菊陽町大字原水2921	

(薬局)

医療機関の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
日本調剤八代薬局	所在地		令和2年（2020年）5月1日
	八代市本町1-8-37	八代市本町2-3-21	

**熊本県告示第226号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年（2021年）3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
八代郡医師会地域外来・検査センター	八代郡氷川町早尾1097番地	令和2年（2020年） 11月26日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
球磨川歯科医院	人吉市下原田町字荒毛字無田ノ原1433番地1-2	令和2年（2020年） 10月19日

にじの森歯科クリニック	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北二丁目15番8号4	令和2年(2020年)12月14日
-------------	----------------------	-------------------

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションCrutoあまくさ	天草市本渡町本渡2611-4	令和3年(2021年)1月1日
訪問看護ステーションハイビスカス	上益城郡御船町豊秋1466	令和3年(2021年)1月5日
美里訪問看護ステーション	葦北郡芦北町天月1337番地1	令和3年(2021年)1月22日
訪問看護ステーションともづな	菊池市西寺1588番地1	令和3年(2021年)2月15日
訪問看護ステーション寿楽	人吉市上漆田町字茂ヶ野4268番地	令和2年(2020年)12月20日

**熊本県告示第227号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

県立学校ICT環境総合整備事業に係る教育用端末等調達業務I(県北及び熊本市)1式

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和3年(2021年)4月9日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和6年(2024年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和5年(2023年)10月1日から令和5年(2023年)11月30日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

**熊本県告示第228号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
 県立学校ICT環境総合整備事業に係る教育用端末等調達業務Ⅱ(県南及び熊本市)
- 1 式
- 2 入札参加資格  
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
 公告の日から令和3年(2021年)4月9日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査結果の通知  
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和6年(2024年)3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和5年(2023年)10月1日から令和5年(2023年)11月30日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

**熊本県告示第229号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。  
 令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
 県立学校ICT環境総合整備事業に係る教育用端末等調達業務Ⅲ(特別支援学校)
- 1 式
- 2 入札参加資格  
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
 公告の日から令和3年(2021年)4月9日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和6年(2024年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和5年(2023年)10月1日から令和5年(2023年)11月30日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

**熊本県告示第230号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)3月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田竜田線	菊池郡大津町森字登々口 292番2地先から 菊池郡大津町森字中ノ切 69番3地先まで	379.9	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)3月17日

**公 告**

**熊本県公告第154号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(数値図化:レベル2500)	令和2年(2020年) 11月18日から 令和3年(2021年) 2月26日まで	菊池川河川事務所管内

**熊本県公告第155号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により南関町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(3級水準測量、数値地形図データファイルの作成)	令和2年(2020年) 6月16日から 令和3年(2021年) 2月12日まで	玉名郡南関町

**熊本県公告第156号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野3040番1の一部、同3040番4、同3040番7、同3041番1、同3041番2、同3041番3、同3041番4、同3041番5、同3041番6、同3041番7、同3041番8、同3041番9、同3049番3、同3050番3、同3052番1、同3052番5、同3052番6、同3052番7、同3052番8、同3052番9、同3052番10、同3052番11、同3052番12、同3052番13、同3052番14、同3052番15、同3052番16、同3052番17、同3052番18、同3052番19、同3052番20、同3052番21、同3052番22、同3052番23及び同3052番24  
 1, 268.03平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
 菊池郡菊陽町大字津久礼1971番地  
 大竹計理

熊本県公告第157号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 カリーノ菊陽  
 菊池郡菊陽第二土地区画整理事業1街区4 外
- 2 変更しようとする事項の概要
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐輪場の位置及び収容台数
 

(変更前)	駐輪場No.1	建物南側	102台
	駐輪場No.2	建物北側	54台
	駐輪場No.3	建物西側	21台
	駐輪場No.4	建物南側	30台
	合計		207台
(変更後)	駐輪場No.1	建物南側	28台
	駐輪場No.2	建物北側	54台
	駐輪場No.3	建物西側	21台
	駐輪場No.4	建物南側	30台
	駐輪場No.5	建物北側	20台
	駐輪場No.6	建物北側	60台
	合計		213台
    - イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 

(変更前)	廃棄物等保管施設No.1	建物南側	30.62 m <sup>3</sup>
	廃棄物等保管施設No.2	建物東側	22.91 m <sup>3</sup>
	廃棄物等保管施設No.3	建物東側	232.00 m <sup>3</sup>
	廃棄物等保管施設No.4	建物東側	12.00 m <sup>3</sup>
	廃棄物等保管施設No.5	建物南側	17.48 m <sup>3</sup>
	廃棄物等保管施設No.6	建物南側	19.00 m <sup>3</sup>
	廃棄物等保管施設No.7	建物北西側	20.70 m <sup>3</sup>
	合計		354.71 m <sup>3</sup>
(変更後)	廃棄物等保管施設No.1	建物内東側	35.33 m <sup>3</sup>
	廃棄物等保管施設No.2	建物北西側	50.92 m <sup>3</sup>
	廃棄物等保管施設No.3	建物北西側	214.50 m <sup>3</sup>
	廃棄物等保管施設No.4	建物内3階	55.59 m <sup>3</sup>
	合計		356.34 m <sup>3</sup>
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 

(変更前)	開店時刻:午前7時	閉店時刻:午後12時
(変更後)	開店時刻:午前8時	閉店時刻:午後10時
    - イ 来客が駐車を利用することができる時間帯
 

(変更前)	午前6時30分から翌午前30分
(変更後)	午前7時30分から午後10時30分
    - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 

(変更前)	9箇所 建物敷地北側、南側及び東側
-------	-------------------



(変更後) 9箇所 建物敷地北側、南側及び東側(出入口No.5の位置変更)  
(3) 変更の年月日  
令和3年(2021年)3月1日

3 届出年月日  
令和3年(2021年)2月22日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県北広域本部菊池地域振興局振興課  
令和3年(2021年)3月12日から令和3年(2021年)7月12日まで

**熊本県公告第158号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字小池ノ上2000番345の一部、同2000番346の一部、同2000番347の一部、同2000番350及び同2000番351  
4,856.68平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市東区下江津五丁目13番12号  
株式会社熊本不動産ネット

**熊本県公告第159号**

熊本市に事務所を置く小白土地改良区連合理事長中村亘から申請のあった土地改良区連合の解散について、土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により令和3年(2021年)3月3日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第160号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社コウヤマ	上益城郡益城町小谷	上益城郡益城町大字杉堂字長尾1042番4ほか11筆
株式会社まきの農園	上益城郡甲佐町府領	上益城郡甲佐町大字府領字上川原148番1ほか5筆
農事組合法人A S O 的 石	阿蘇市的石	阿蘇市的石字竹ノ下1033番1ほか1筆
農事組合法人黒流	阿蘇市黒流町	阿蘇市黒流町字八反畑457番
農事組合法人奥阿蘇くさかべ	阿蘇郡高森町草部	阿蘇郡高森町大字芹口字前畑1815番
高岡 幸一郎	阿蘇郡南阿蘇村白川	阿蘇郡南阿蘇村大字白川字西柳668番

2 認可年月日  
令和3年(2021年)3月5日

**熊本県公告第161号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告

する。  
令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
栃原 清一	菊池市七城町高田	菊池市七城町高田字西田418番
上村 智英	菊池市七城町砂田	菊池市木柑子字下辻1654番1
株式会社アドバンス	菊池市旭志尾足	菊池市旭志川辺字三赤迫1678番1ほか2筆

2 認可年月日  
令和3年(2021年)3月5日

熊本県公告第162号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
寒川 和行	水俣市中鶴	水俣市古里字日添790番2ほか1筆
寒川 修治	水俣市古里	水俣市古里字日添790番1
寒川 幹雄	水俣市古里	水俣市古里字日添839番1
古里 真澄	水俣市古里	水俣市古里字平小場527番
篠原 一久	球磨郡湯前町瀬戸口	球磨郡多良木町大字多良木字上仁原325番ほか11筆
久保田 直樹	球磨郡湯前町	球磨郡湯前町字寺田5178番2ほか4筆
久保田 直樹	球磨郡湯前町	球磨郡湯前町字上辻5576番1ほか5筆
明瀬 浩幸	天草市有明町上津浦	天草市有明町楠甫字屋形石671番52
鶴岡 典幸	天草市有明町大島子	天草市有明町下津浦字榎木丸3868番1ほか3筆
河内 正一	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字丸尾3682番ほか9筆
鏡 幸一	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字平2372番1
鏡 幸一	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3054番17ほか27筆
福永 修一	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3135番6ほか27筆
農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3055番24ほか47筆
農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字樋ノ河内2104番4ほか2筆
農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字大坪3160番1ほか1筆
山河 良二	上天草市大矢野町登立	上天草市大矢野町登立字荒木ヶ浜10625番21ほか3筆

2 認可年月日  
令和3年(2021年)3月5日

熊本県公告第163号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。  
令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

1 式 県立学校ICT環境総合整備事業に係る教育用端末等調達業務I(県北及び熊本市)

(2) 調達物品に係る入札・契約担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010

(3) 調達物品の仕様等

発注仕様書による。

(4) 納入期限

令和3年(2021年)12月28日(火)

(5) 納入場所

熊本県熊本市中央区黒髪2-22-1  
熊本県立済々黌高等学校 外26校

(6) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
アイ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額

入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする(配送費等納入に要する一切の費用を含む)。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和3年(2021年)4月9日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等の入手先

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第25号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を教育政策課へ提出し、審査を受け、本係調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、教育政策課の審査を受ける期間は、公告の日から令和3年（2021年）4月9日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後とも当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(5)の仕様適合証明願（書）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和3年（2021年）4月16日（金）午後5時まで

(4) 提出先

- 1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

- 1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和3年（2021年）4月16日（金）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和3年（2021年）4月22日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年（2021年）4月21日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和3年（2021年）4月22日（木）午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年（2021年）4月21日（水）（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書

- し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合、等これらが立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札の受付締切日時までには再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までには再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることができない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札  
エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札  
オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
カ 明らかに連合によると認められる入札  
キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札  
ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札  
ケ 紙入札による入札において入札書に記入がない入札  
コ 錯誤による入札である入札執行者が認めた入札  
サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置その他の指名の取消事由に該当した者の入札  
シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
セ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札金額の錯誤  
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。  
1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができると認める場合、当該入札金額の総額と単価の取り違い  
ア 入札金額の総額と単価の取り違い  
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
本契約に係る議会の議決の日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金

- ア 契約保証金を納付する場合  
 契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額(現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が确实と認める金融機関(銀行を除く。)の保証でも可)を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。  
 (ア) 納付期限 本契約に係る議会の議決の日  
 (イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局
- イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合  
 規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。  
 (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。)を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
 (イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)  
 なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。  
 a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書  
 b 添付書類  
 イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券  
 イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願(書)  
 c 提出期限 5(2)の期限  
 d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

- ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。  
 熊本県出納局管理調達課調達班  
 電話番号 096-333-2580  
 ファックス番号 096-381-9010
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 電話番号 096-333-2581  
 ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
 くまもと県市町村電子入札コールセンター  
 電話番号 096-373-2032  
 ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:  
 Computer buy for education  
 11,799 personal computers  
 371 charge storages  
 99 interactive projector  
 251 interactive touch screen displays  
 350 real projector
- (2) Delivery period:  
 December 28.2021
- (3) Delivery Place:  
 Kumamoto Prefectural Seiseiko Senior High School, and other 26 Kumamoto Prefectural Senior High Schools.  
 2-22-1 Kurokami, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 860-0862,

- (4) Japan, and other 26 Kumamoto Prefectural Senior High Schools.  
Date and Place for tender:  
Date: April 22, 2021 10:00am  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:  
Management and Purchasing Division Treasury Bureau  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :  
Tender must arrive no later than Date: April 21, 2021
- (7) Other:  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

**熊本県公告第164号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
令和3年（2021年）3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

**1 競争入札に付する事項**

- (1) 調達物品及び数量  
県立学校ICT環境総合整備事業に係る教育用端末等調達業務Ⅱ（県南及び熊本市）  
1式
  - (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010
  - (3) 調達物品の仕様等  
発注仕様書による。
  - (4) 納入期限  
令和3年（2021年）12月28日（火）
  - (5) 納入場所  
熊本県熊本市中央区新大江1-8  
熊本県立熊本高等学校 外24校
  - (6) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
  - (7) 入札金額  
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額により入札すること。
  - (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
  - (9) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項**  
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定さ

れた者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
 なお、入札参加資格審査申請を有している場合は、次のとおり競争入札参加資格審査申請内容の変更が必要となる場合、本入札に参加する目的が変更となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次の受付け期間に提出する必要があるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付け期間

イ 公告の日から令和3年（2021年）4月9日（金）午後5時まで

ウ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

エ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等の入手先  
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付け期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中ではないこと。

(5) 入札の仕様と適合している証明（4(2)により取得すること）を本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明（書）」による受付けを受けた者であること。なお、教育政策課の審査を受ける期間は、公告の日から令和3年（2021年）4月9日（金）午後5時までとする。ただし、受付け期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)の仕様適合証明願（書）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類を添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和3年（2021年）4月16日（金）午後5時まで

(4) 提出先

1 (2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1 (2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和3年（2021年）4月16日（金）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和3年（2021年）4月22日（木）まで行う。



- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年(2021年)4月21日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和3年(2021年)4月22日(木)午前10時30分
- (イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
- (ウ) 入札係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年(2021年)4月21日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、裏封筒に「親展」とし、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までには再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までには再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることができない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札
- エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
- オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ク 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他の指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札金額の錯誤  
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができ、当該入札金額の総額と単価の取り違い
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金  
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否  
要

(2) 契約の締結期限  
本契約に係る議会の議決の日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金  
ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の（ア）及び（イ）のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 本契約に係る議会の議決の日  
(イ) 納付場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合  
規則第78条の規定により次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年間に国（独立行政法人及び国立大学法を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項の種類及び規模をほぼ同じとする契約を2回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書  
b 添付書類

イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券  
イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願(書)

c 提出期限 5(2)の期限  
d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:  
Computer buy for education  
11,762 personal computers  
356 charge storages  
183 interactive projector  
108 interactive touch screen displays  
291 real projector
- (2) Delivery period:  
December 28, 2021
- (3) Delivery Place:  
Kumamoto Prefectural Kumamoto Senior High School, and other 24 Kumamoto Prefectural Senior High Schools.  
1-8 Shinooe, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 862-0972, Japan, and other 24 Kumamoto Prefectural Senior High Schools.
- (4) Date and Place for tender:  
Date: April 22, 2021 10:30am  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:  
Management and Purchasing Division Treasury Bureau  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :  
Tender must arrive no later than Date: April 21, 2021
- (7) Other:  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第165号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量  
県立学校ICT環境総合整備事業に係る教育用端末等調達業務Ⅲ（特別支援学校）  
1式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等  
発注仕様書による。
- (4) 納入期限  
令和3年（2021年）7月30日（金）
- (5) 納入場所  
熊本県八代市鏡町鏡村937番地  
熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校 外1校
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (7) 入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県運用基準第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）最低制限価格の設定

(9) この入札は、最低制限価格を設けない。

- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち、入札参加資格を有している者で、次のとおり競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和3年（2021年）4月9日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等の入手先  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、本公告に記載する受付期間内に必着とする。

- (2) 申立てを行なった者又は申立てを受けている者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 納入しよとす物品の仕様を指示書類を教育政策課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)のようにより「仕様適合証明願（書）」による。）を受けたい者であること。なお、教育政策課の審査を受ける期間は、公告の日から令和3年（2021年）4月9日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 2(5)の仕様適合証明願（書）

- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法を記入し、電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。  
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

- (1) ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から令和3年(2021年)4月16日(金)午後5時まで
- (4) 提出先  
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間  
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)4月16日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)4月22日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年(2021年)4月21日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和3年(2021年)4月22日(木)午前11時
- (イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法  
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年(2021年)4月21日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。  
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札
- エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
- オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者  
セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とする事ができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。  
熊本県出納局管理調達課調達班  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of the products to be purchased:  
Computer buy for education  
120 personal computers  
40 interactive touch screen displays  
40 real projector
- (2) Delivery period:  
July 30,2021
- (3) Delivery Place:  
Kumamoto Prefectural Kagamiwakaayu The senior high school department of schools for special needs education, and other 1 Kumamoto Prefectural schools for special needs education  
937 Kagamimura, Kagamimachi, Yatsushiro City, Kumamoto Prefecture, 869-4201, Japan, and other 1 Kumamoto Prefectural schools for special needs education
- (4) Date and Place for tender:  
Date:April 22,2021 11:00am  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:  
Management and Purchasing Division Treasury Bureau  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :  
Tender must arrive no later than Date:April 21,2021
- (7) Other:  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

**熊本県公告第166号**

球磨郡錦町に事務所を置く川辺川総合土地改良区理事長森本完一から令和2年（2020年）7月17日付けで申請のあった定款の変更については、令和3年（2021年）3月4日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県公告第167号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により嘉島町から熊本都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受

けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県公告第168号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宇城市から宇城都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県公告第169号

次の農地について、農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項の規定において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をしたため、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積 (㎡)
上益城郡山都町下名連石字湯ノ尻3223番1	田	1,173
上益城郡山都町下名連石字湯ノ尻3223番2	田	628
上益城郡山都町下名連石字湯ノ尻3268番	田	1,094
上益城郡山都町下名連石字湯ノ尻3269番	田	852

#### 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和3年(2021年) 4月1日	20年	0円
利用権	令和3年(2021年) 4月1日	20年	0円
利用権	令和3年(2021年) 4月1日	20年	0円
利用権	令和3年(2021年) 4月1日	20年	0円

#### 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人熊本県農業公社 理事長 川口 卓也  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

#### 4 当該農地の所有者等の情報

登記名義人が死亡後、所有者を確知することができない。

#### 登載依頼

#### 熊本県議会告示第2号

熊本県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年(2021年)3月12日

熊本県議会議長 池 田 和 貴

熊本県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程  
熊本県政務活動費の交付に関する条例施行規程(平成21年熊本県議会告示第3号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式及び別記第8号様式中「印」を削る。



附 則  
この規程は、告示の日から施行する。

**熊本県議会告示第3号**

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和3年(2021年)3月12日

熊本県議会議長 池 田 和 貴  
政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程  
政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程(平成7年熊本県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。  
第9条中「認印するとともに、」を削る。  
別記第1号様式から別記第4号様式中「印」を削る。

附 則  
この規程は、告示の日から施行する。

**熊本県企業局告示第1号**

熊本県有料駐車場管理条例(昭和54年熊本県条例第52号)第8条第1項の規定により熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次のとおり告示する。  
令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県営有料駐車場	東京都千代田区神田神保町二丁目4番地	日本パーキンググループ	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
熊本県営第二有料駐車場		代表者 日本パーキング株式会社 代表取締役 玉井克彦	

**熊本県公営企業管理規程第1号**

熊本県工業用水道供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工業用水道供給規程の一部を改正する規程  
熊本県工業用水道供給規程(昭和50年熊本県公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「料金の徴収に関する」を「管理」に改め、「第9条」を「第13条」に改める。  
第15条中「1平方センチメートル当たり0.5キログラム」を「49キロパスカル」に改める。  
第26条の見出し中「料金」を「工業用水道料金」に改め、同条中「料金の減免」を「工業用水道料金の減免」に改める。  
第27条第1号中「料金」を「工業用水道料金」に改め、同条第4号中「料金」を「工業用水道料金」に改める。  
第29条を第33条とし、第28条の次に次の4条を加える。  
(指定施設の利用料金)

第29条 指定施設においては、利用料金のうち、利用料金から協力料(使用者ごとに、未達水量1m<sup>3</sup>当たり15円を乗じて算出される金額をいい、また、未達水量とは、使用者ごとに各日につき、1日当たりの使用水量として使用者が管理者に届け出ている水量から基本使用水量、特定使用水量及び超過使用水量を控除した水量をいう。)並びに協力料に係る消費税及び地方消費税を控除して得られる金額に対して、当該時点における按分率を乗じて算定される料金は運営権者が自らの収入として収受する。  
2 前項に定める按分率とは、期間及び指定施設ごとに次のとおりとする。

期 間	八代工業用水道	有明工業用水道
令和3年4月1日から令和8年3月31日	100.0%	30.8%

1日まで		
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで	100.0%	29.0%
令和13年4月1日から令和18年3月31日まで	100.0%	30.3%
令和18年4月1日から令和23年3月31日まで	90.0%	29.0%

3 指定施設における第13条、第25条、第26条及び第27条の適用については、第13条及び第26条中「条例第7条」とあるのは「第32条」と、第25条中「条例第6条」とあるのは「第31条」と、第26条及び第27条中「工業用水道料金」とあるのは「利用料金」とする。

(利用料金の納付期限)

第30条 指定施設においては、使用者は、毎月の初日から末日までの期間に係る利用料金を翌月の20日までに納付しなければならない。

(利用料金の延滞金の徴収)

第31条 指定施設においては、運営権者は、使用者が利用料金を前条に定める納付期限までに納付しなかったときは、当該納付期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該延滞に係る額につき年14.6パーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た額の延滞金を徴収することができる。

(利用料金の減免)

第32条 指定施設においては、管理者は、非常災害、異常渇水、管理者が管理責任を有する工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定する施設をいう。)の損傷又は維持改良工事の施行その他やむを得ない理由により給水を停止し、又は制限しなければならなくなった場合において、これにより工業用水の供給を受けられなかった水量を考慮して、その者の基本使用水量に係る利用料金を減額し、又は免除することができる。

附 則

この規程は、令和3年3月12日から施行する。

**熊本県教育委員会告示第5号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次の売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年(2021年)3月12日

熊本県教育長 古閑 陽一

委託した相手方の名称及び所在地	委託した収納の事務	委託期間
相良村森林組合 球磨郡相良村大字四浦東2081番地の1	南稜高等学校の実習 生産品売払代金の収納	令和3年(2021年) 2月9日から 令和3年(2021年) 3月31日まで

**熊本県選挙管理委員会告示第10号**

熊本県選挙管理委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程及び熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和3年(2021年)3月12日

熊本県選挙管理委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程及び熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程(熊本県選挙管理委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部改正)

第1条 熊本県選挙管理委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程(平成13年3月30日選挙管理委員会告示第24号)の一部を次のように改正する。

第11条中「別記第12号様式(審査会諮問通知書)」を「別記第12号様式(熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書)」に改める。

別記第1号様式から別記第11号様式中「(日本工業規格A4)」を削り、別記第12号様式中「審査会諮問通知書」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書」に、「熊本県情報公開審査会」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会」に改め、

「(日本工業規格A4)」を削り、別記第13号様式中「(日本工業規格A4)」を削る。(熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部改正)

第2条 熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成13年3月30日選挙管理委員会告示第25号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「閲覧」の次に「及び視聴」を加える。  
第14条中「別記第14号様式(個人情報保護審査会諮問通知書)」を「別記第14号様式(熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書)」に改める。  
第15条(見出しを含む。)中「条例第19条第7項後段」を「条例第19条第8項後段」に改める。

第17条及び第18条を削り、第19条を第17条とする。  
別記第1号様式から別記第13号の8様式中「(日本工業規格A4)」を削り、別記第14号様式中「熊本県個人情報保護審査会諮問通知書」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書」に、  
「熊本県個人情報保護審査会」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会」に改め、  
「(日本工業規格A4)」を削り、別記第15号様式中「第19条第7項後段」を「第19条第8項後段」に改め、  
「(日本工業規格A4)」を削り、別記第18号様式から別記第21号様式までを削る。

附 則  
この規程は、告示の日から施行する。

---

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

**熊本県人事委員会規則第2号**

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。  
別表第1の2公安職給料表7級の部警察の款警察本部の項中「広報官」を「広報官 児童虐待対策官」に改める。

附 則  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

---

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

**熊本県人事委員会規則第3号**

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
第1条 熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。  
別表第1警察の部警察署の項中「八代警察署長 天草警察署長」を「八代警察署長」に、「人吉警察署長」を「人吉警察署長 天草警察署長」に改める。  
第2条 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。  
別表第1警察の部警察本部の項中「広報官」を「広報官 児童虐待対策官」に改める。

附 則  
この規則中第1条の規定は令和3年3月18日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。